

令和 6 年度春日井市一体的就労支援事業報告

1 事業概要

生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びその申請中の者に対し、効果的かつ効率的な就労支援を行うため、福祉事務所（市）とハローワーク（国）とによる一体的就労支援事業を実施した。事業の実施にあたり春日井市と愛知労働局が協定を結び、市役所庁舎内にハローワーク窓口を設置して効果的かつ効率的な就労支援を行った。

2 実施体制

(1) 開始時期

平成 27 年 10 月 5 日、市役所庁舎内（就労・生活支援相談コーナー）にハローワーク窓口を設置。

(2) 運営体制

業務時間は、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

国（愛知労働局）からハローワーク職員 2 名、求人情報提供端末 1 台。市から就労支援員 2 名（令和 7 年 2 月時点）を配置。

3 業務内容

(1) 国（愛知労働局）の実施業務

求人情報提供端末の設置及び就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談・職業紹介及び求人情報の提供を行った。

(2) 春日井市の実施業務

就労支援員を配置し、就労支援及び生活相談等の業務を行った。また、ハローワーク及び市役所との連絡調整等を行った。

(3) その他

その他一体的就労支援事業に必要な業務を行った。

4 数値目標及び実績

(1) 令和6年度一体的就労支援事業の数値目標

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	67	46
児童扶養手当受給者	23	16
住居確保給付金受給者	18	12
生活困窮者	72	50
合 計	180	124

(2) 令和6年度一体的就労支援事業の実績

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	66	34
児童扶養手当受給者	24	17
住居確保給付金受給者	2	2
生活困窮者	78	57
合 計	170	110

※令和6年4月1日～令和7年1月31日累計